全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称 全史料協)という。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を通じて、歴史資料保存利用活動の振興に 寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 一 会員相互の情報交換
 - 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究
 - 三 研究会、講演会、実務講習会等の開催
 - 四 機関紙の発行
 - 五 その他必要な事業

(会員)

- 第4条 この会は、機関会員個人会員及び準会員によって構成する。
- 2 機関会員とは、歴史的資料保存利用機関又はこれに準ずる機関の加入者をいい、個人会員とは、現在歴史資料保存機関又はこれに準ずる機関に勤務する者、若しくは過去に勤務していて業務経験をもつ者のうち、この会の目的に賛同して入会した者をいい、準会員とは、この会の目的に賛同して入会した者をいう。
- 3 この会への入会に当っては、入会申込書を事務局に提出し所定の手続を経るものとする。
- 4 この会の退会は、退会の申し出による。ただし、会費の納入が2年以上ない場合は退会したものとみなす。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(地域別協議会)

第6条 この会に地域別協議会を置くことができる。地域別協議会の名称及び会則は別に定める。

(顧問及び参与)

- 第7条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、この会の重要事項に関し、参与は、この会の運営に関し、それぞれ会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 3 顧問又は参与は、役員会の承認を得て、会長が推挙・委嘱する。
- 4 顧問及び参与の任期は、それぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- 一 会 長 1 名
- 二 副会長 若干名
- 三 理 事 若干名
- 四 監 事 2 名

(役員の選出)

- 第9条 会長は、役員会で選出し、総会の承認を得て決定する。
- 2 副会長、理事又は監事は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の任期)

第10条 会長は、本会を代表し会を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、会務を代行する。
- 3 理事は会務を執行する。
- 4 監事は会務及び会計を監査する。

(委員会)

- 第11条 この会に会務執行上必要に応じ委員会を置く。
- 2 委員会の設置及び廃止は役員会の議決による。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。
- 4 委員長は副会長及び理事の中から選び、並びに委員は機関会員及び個人会員の中から選び、会長が 役員会の承認を得て指名する。

(役員及び委員の任期)

- 第12条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は、2期を限度とする。
- 2 任期途中で辞任した役員あるいは委員を補充した場合の任期は、当該役員あるいは委員の残任期間とする。

(会議)

- 第13条 この会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。
- 2 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。
- 3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。
- 4 委員会は随時開催し、委員長がこれを招集する。
- 5 議事は、出席機関会員及び個人会員の過半数の賛成によって決するものとする。ただし、総会において投票による採決が必要な場合は、機関会員及び個人会員各1に対し、それぞれ2及び1を投票数とする。

(事務局)

- 第14条 この会の事務局は、原則として会長の所属する機関に置く。
- 2 事務局の会長の指名する専任の事務職員を置くことができる。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会の同意がなければ、これを変更することができない。

(規定外事項)

- 第18条 この会則に定めのないことで、重要事項については、総会の承認を得て決定する。
- 2 会長が総会を招集する暇がないときは、会長はその決定すべき事項を役員会の承認を得て処分することができる。
- 3 前項の規定による処置については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和51年2月21日から施行する。

附則

昭和53年11月21日一部改正

附則

昭和59年10月25日一部改正

附 則

昭和62年10月1日一部改正

100 記録と史料 No.11 (2001.3)

附則

昭和63年10月6日一部改正

3 目

平成3年11月7日一部改正

附 則

平成6年10月20日一部改正

(平成7年4月1日施行)

附則

平成12年10月31日一部改正

(平成13年4月1日施行)

会費の額について

○ 全史料協会則第5条に規定されている会費の額は、平成8年10月23日の総会において次のとおり決定された。なお、実施時期は、平成8年度からとする。

[機関会員]

- 都道府県、政令指定都市 40,000円
- 市 35,000円
- 町村、その他(大学・研究機関等)

31.000円

[個人会員]

6,000円

○ 平成12年10月31日の総会において「準会員」が設けられ、その会費額が次のとおり決定された。なお、実施時期は、平成13年度からとする。

[準会員]

4.000円

全国歷史資料保存利用機関連絡協議会関東部会会則

(名称及び会員)

- 第1条 この部会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則第6条に基づき設立する地域別協議会で、その名称は全史料協関東部会(以下「部会」という。)とし、その事務局を会長の所属する機関に置く。
- 2 この部会は、関東甲信越地区の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会員をもってその構成員 (以下「会員」という。) とする。

(目的)

第2条 この部会は会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興に 寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 一 会員相互の情報交換
- 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究
- 三 研究会、講演会、実務実習会等の開催
- 四 その他必要な事業

(役員)

第4条 この部会に、次の役員をおく。

- 一 会 長 1 名
- 二 副会長 1 名
- 三 理 事 若干名

四監事2名

(役員の選出)

第5条 役員は、会員の中から選出するものとし、総会の承認によって決定する。

(役員の任務)

第6条 会長は、この部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故がある時は、会務を代行する。
- 3 理事は会務を執行し、監事は会務及び会計を監査する。

(運営委員)

第7条 この部会に運営委員を若干おく。

- 2 運営委員は役員を補佐し、会務の執行を補助する。
- 3 運営委員は会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。

(役員及び運営委員の任期)

第8条 役員及び運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない (会議)

第9条 この部会の会議は、総会及び役員会及び運営委員会とする。

- 2 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。
- 3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。
- 4 運営委員会は随時開催し、会長がこれを招集する。
- 5 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。

(経費)

第10条 この部会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の額は別に定める。

(会計年度)

第11条 この部会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第12条 この会則は総会の議決によりこれを変更する。

(規定外事項)

第13条 この会則に定めのないことで、この部会の運営上必要な事項は、会長が総会の承認を得て定める。

付 則

この会則は、昭和59年10月26日から実施する。

付 則

平成7年5月29日一部改正

全史料協関東部会細則

- 1 会費は次のとおりとする。
- (1) 機関会員 1万円
- (2) 個人会員 2千円
- (3) 準会員 2千円
- 2 この細則は昭和59年10月26日から施行する。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会会則

(名称及び会員)

第1条 この部会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則第6条に基づき設立する地域別協議会で、その名称は全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会(「全史料協近畿部会」と略称する。)

とし、その事務局を会長の所属する機関に置く。

2 この部会は、近畿地区の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の会員をもってその構成員(以下 「会員」という。)とする。

(目的)

第2条 この部会は、会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興 に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 この部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 一 会員相互の情報交換
 - 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究
 - 三 研究会、講演会、実務講習会等の開催
 - 四 その他必要な事業

(役員)

- 第4条 この部会に、次の役員を置く。
 - 一会長1名
 - 二 副会長 1 名
 - 三 委 員 若干名
 - 四監事2名
- 第5条 役員は、会員の中から選出するものとし、総会の承認によって決定する。
- 第6条 会長は、この部会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、会務を代行する。
- 3 委員は、会務を執行し、監事は会務及び会計を監査する。

(運営委員)

- 第7条 この部会に運営委員を若干名おく。
- 2 運営委員は委員を補佐し、会務の執行を補助する。
- 3 運営委員は会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。

(役員及び運営委員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

- 第9条 この部会の会議は、総会及び役員会及び運営委員会とする。
- 2 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。
- 3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。
- 4 運営委員会は随時開催し、会長がこれを招集する。
- 5 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。

(奴弗)

- 第10条 この部会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第11条 この部会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会別の恋雨

第12条 この会則は、総会の議決によりこれを変更する。

(規定外事項)

第13条 この会則に定めのないことで、この部会の運営上必要な事項は、会長が総会の承認を得て定める。

付 則

(実施期日)

1 この会則は、平成5年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 近畿地区に隣接する地域の会員は、当該部会が結成されるまでの間、近畿部会の会員となることができる。

付 則

平成5年5月20日一部改正

全史料協近畿部会細則

- 1 第10条第2項に定める会費は次のとおりとする。
 - (1) 機関会員 1万円
 - (2) 個人会員 2千円
- 2 この細則は平成5年4月1日から実施する。

全史料協へのおさそい

- ・あなたも全史料協 (全国歴史資料保存利用機関連絡協議会) の会員になりませんか!
- ・全史料協は、機関会員と個人会員、準会員で構成されています。文書館、公文書館、史料館、 図書館、博物館、自治体史編纂室など、歴史資料の保存に関する機関からなる機関会員と、 そうした機関に勤務している人、勤務していた人なら個人会員に、この会の目的に賛同した 人は準会員として入会できます。
- ・全会員には会報(年4回)が、機関会員と個人会員には会誌(年1回)が配布されます。
- 会費は、下の表のとおりです。
- ・地域部会として関東部会と近畿部会があります。部会費は、ともに機関会員年10,000円、個人会員年2,000円、準会員は関東部会が2,000円、近畿部会は検討中です。
- ・地域部会の会員には、その地域独自の定例研究会のお知らせと、地域部会報が配布されます。
- ・全史料協に関するお問い合わせと入会の申し込みは、全史料協事務局(〒241-0815 神奈川 県横浜市旭区中尾1丁目6番1号 神奈川県立公文書館内 TEL045-364-4456)まで。 なお、平成13年4月以降は東京都公文書館が全史料協事務局を担当いたします。

	会 員 種 別	会 費
機関会員	都道府県、政令指定都市	40,000円
	市	35,000円
	町村	31,000円
	その他(大学、研究機関など)	31,000円
個人会員		6,000円
準 会 員		4,000円